

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月29日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.chiba.lg.jp/shinjo/privacy/seido/pia/documents/dokuzi-kiso.pdf

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条	千葉県特別支援教育就学奨励事業実施要綱第1条第1項
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	千葉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、機会均等の趣旨に則り、特別支援教育を受ける幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)の保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図るため、その負担能力に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費について、その全部又は一部を扶助する事業(以下「就学奨励事業」という。)を実施する。
⑦独自利用事務の関連規範		<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県特別支援教育就学奨励事業実施要綱 ・特別支援学校の就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領